

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 青少年に有益な書籍として推奨する件
 - 青少年に有害な図書類として指定する件
 - 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の氏名及び住所を変更した旨届出があった件
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件
 - 公有水面埋立てについて免許の出願があった件
 - 道路の供用を開始する件
 - 福島県選挙管理委員会
 - 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件
- 交 交 交 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五

告 示

福島県告示第五十六号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	一二九	名 称	マララ 教育のために立ち上がり、世界を変えた少女	制作者又は配給者	マララ・ユスフザイ パトリシア・マコーミック・著者 道傳愛子・訳者 (株式会社岩崎書店)	備考	推奨対象 小学生（中学年及び高校生）、中学生、高校生、青年及び一般
------	-----	-----	--------------------------	----------	---	----	-----------------------------------

（青少年・男女共生課）

福島県告示第五十七号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
 平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五七八	雑 誌	封印発禁TVDX 2015新年超拡大号 (68513-82)	ミリオン出版社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七九	雑 誌	実話裏歴史SPECIA L vol.26 (68513-80)	ミリオン出版社	
六五八〇	雑 誌	チャンプロード 2015 2月号 (06231-02)	株式会社笠倉出版社	

（青少年・男女共生課）

福島県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる

生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いのまた整形外科	福島市笹谷字中谷地二二一四	平成二六年一〇月一日
たに内科・糖尿病内科クリニック	同 市天神町一一二	同 年 一 月 一 日
わたなべ胃腸内科	相馬市大曲字大毛内七七一一	同 年 一 〇月 一 日
駒場内科医院	南相馬市原町区三島町二二二〇二一	同 日
大泉ほんだクリニク	一 伊達市保原町大泉字大地内一三五一一二	同 日
車田病院	五 東白川郡塙町大字塙字大町三一一三	同 年 八 月 一 日
遠藤歯科口腔外科クリニック	福島市東中央一一一五一六	同 年 一 〇月 一 日
やなだ歯科医院	会津若松市湯川町四一一二	同 年 一 一 月 一 日
五十嵐歯科医院	白河市本町三六	同 日
あかつき薬局	福島市鎌田字一里塚五一一二	同 日
そうごう薬局福島駅前店	同 市天神町一一一	同 日
こくぶ薬局鶴賀店	会津若松市一箕町大字鶴賀字堤一一七〇	同 年 九 月 一 日

須賀川調剤薬局

須賀川市北町一〇一一

同 年 一 月 一 日

さくら薬局相馬店

相馬市新沼字坪ヶ迫一三五一八

同 日

ベース薬局鹿島厚生病院前店

南相馬市鹿島区横手字川原五一二

同 年 一 〇月 一 日

訪問看護ステーションえーる

同 市原町区栄町二一七八

同 年 二 月 二 九 日

医療法人久慈会ながれ訪問看護ステーション

東白川郡棚倉町流字森ノ内五三

同 年 一 二 月 一 五 日

(社会福祉課)

福島県告示第五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地
変更前	
変更後	
財団法人桜ヶ丘病院	福島市丸字上川原二八一七三
財団法人桜ヶ丘病院 一般財団法人桜ヶ丘病院	
財団法人桜ヶ丘病院 附属栄町クリニック	福島市栄町二二一一〇
財団法人桜ヶ丘病院 附属栄町クリニック	
財団法人桜ヶ丘病院 一般財団法人桜ヶ丘病院 附属栄町クリニック	同

コスモ薬局	セブンス薬局会津若松店	会津若松市西七日町三十一三
-------	-------------	---------------

(社会福祉課)

福島県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
いのまた整形外科	福島市笹谷字中谷地二二一四	平成二六年九月三〇日
わたなべ内科・胃腸科	相馬市大曲字大毛内七七一	同 日
駒場内科医院	南相馬市原町区三島町二二二〇二一	同 日
大泉ほんだクリニク	伊達市保原町大泉字大地内一三五二	同 日
車田病院	東白川郡塙町大字塙字大町三一一五	同 年七月三一日
遠藤歯科口腔外科クリニック	福島市東中央一五一一五六	同 年九月三〇日
ヤナダ歯科医院	会津若松市湯川町四一一二	同 年一月三一日
五十嵐歯科医院	白河市本町三四	同 日

近内歯科医院

石川郡石川町字南町五九一二

同 年九月三〇日

コスモ調剤薬局わたり店

福島市渡利字柵町七一一四

同 年八月三〇日

こくぶ薬局鶴賀店

会津若松市鶴賀町二一一 あさひビル一階

同 年三月三一日

いわぶち薬局

白河市字中町二四

同 年九月一〇日

須賀川調剤薬局

須賀川市北町一〇一一

同 年一月三一日

さくら薬局相馬店

相馬市新沼字坪ヶ迫一三五一八

同 日

(社会福祉課)

福島県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人腎済会佐久間デンタルクリニック	福島市森合字屋敷中一五一一	平成二六年二月三一日

(社会福祉課)

福島県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を

担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	鈴木茂幸	住所	福島市太平寺 字附屋敷八一 二 サザンコ ンフオートB 二〇二号室	施術所名	つるぎわはり・ きゆう整骨院	施術所の所在地	福島市大森字西ノ内 八八―二―一〇一 パールヒルズ大森	指定年月日	平成二六年 七月一日
----	------	----	---	------	-------------------	---------	-----------------------------------	-------	---------------

(社会福祉課)

福島県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゆう師を次のとおり指定した。
平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	鈴木茂幸	住所	福島市太平寺 字附屋敷八一 二 サザンコ ンフオートB 二〇二号室	施術所名	つるぎわはり・ きゆう整骨院	施術所の所在地	福島市大森字西ノ内 八八―二―一〇一 パールヒルズ大森	指定年月日	平成二六年 七月一日
氏名	大竹麦	住所	喜多方市慶徳 町山科山崎三 三〇七	施術所名	むぎはり灸接 骨院	施術所の所在地	喜多方市御清水南七 三五六一三	指定年月日	同 年 一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	大竹麦	住所	喜多方市慶徳 町山科山崎三 三〇七	施術所名	むぎはり灸接 骨院	施術所の所在地	喜多方市御清水南七 三五六一三	指定年月日	平成二六年 一〇月一日
----	-----	----	-------------------------	------	--------------	---------	--------------------	-------	----------------

(社会福祉課)

福島県告示第六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の氏名及び住所を変更した旨届出があった。
平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	変更前	変更後	住所	変更前	変更後
	鈴木美穂	関美穂		二本松市箕輪一―四三五	二本松市表一―五五一一 六 エスペランス表B号

(社会福祉課)

福島県告示第六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	名称		所在地	
		変更前	変更後	変更前	変更後
影山美穂	田村郡三春町字山中二一―四	レイス治療院	在宅訪問マツサージあいのて向日葵店	郡山市名郷田二―六六	二本松市竹田二―一八七―四

（社会福祉課）

福島県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名	住所	名称	所在地	
			変更前	変更後
安田真也	須賀川市岡東町四	ふじ整骨院	須賀川市芦田塚一八―五	郡山市開成六一―〇―一一二

（社会福祉課）

福島県告示第六十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地利用配分計画の認可の申請があった。当該農地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二

十七年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者		認可申請年月日
		賃借権の設定等を受ける土地		
安西 忠義	福島市飯坂町平野字御庵畑三四―一	福島市飯坂町平野字新田前四〇		平成二十七年一月一六日
篠木 道浩	福島市飯坂町平野字原田屋敷四〇	福島市飯坂町平野字水渡三一ほか十二筆		同 日
羽田 一次	福島市飯坂町平野字南原三〇―一	福島市飯坂町平野字相馬田二七		同 日
佐藤 昌男	福島市飯坂町平野字堀上一九―一	福島市飯坂町平野字水上六二―一ほか十六筆		同 日
佐藤 富二	福島市飯坂町平野字箆内前一〇―二	福島市飯坂町平野字荒久三六ほか十三筆		同 日
阿部 邦雄	福島市飯坂町平野字恵名持屋敷五―一	福島市飯坂町平野字南下里八〇ほか二筆		同 日
中村 信一	福島市大笹生字木揚場一〇―一	福島市大笹生字赤田五六ほか一筆		同 日
菅野 主計	福島市大笹生字座頭石一八	福島市大笹生字赤田四六ほか一筆		同 日
山田 傳吉	福島市大笹生字羽根通六七	福島市大笹生字羽根通九二		同 日
株式会社 カトウファーム	福島市大笹生字横堀一二―一	福島市飯坂町平野字西江合二三ほか百十一筆		同 日
六戸 喜市	福島市大笹生字高地	福島市大笹生字豊内五一		同 日

渡邊 次男	二五	福島市大笹生字水口 一七一―	福島市大笹生字作内一〇 二ほか六筆	同	日
清野 房子	二八	福島市大笹生字西荒 二八	福島市大笹生字中谷地五 九	同	日
清野 和彦		福島市大笹生字中ノ 内三六一―	福島市大笹生字宮二六一 一ほか二筆	同	日
齋藤 利次		福島市笹谷字上釜三 八―六	福島市大笹生字石田五三 ほか一筆	同	日
駒場 昌	七	福島市笹谷字横堀一 七	福島市笹谷字道海檀四九	同	日
佐藤 恒男		○ 福島市笹谷字下釜二 〇	福島市大笹生字作内一〇 四	同	日
佐々木 淳		福島市笹谷字出水上 二二―一五	福島市大笹生字福田四三	同	日
遊佐 利右衛門		福島市笹谷字西小櫓 一八	福島市飯坂町平野字新田 前四三ほか三筆	同	日
菅藤 正重		福島市笹谷字前谷地 一八―三	福島市飯坂町平野字西江 合二〇ほか二十三筆	同	日
佐藤 武治		福島市笹谷字中町四	福島市飯坂町平野字北下 里四〇ほか三筆	同	日
佐藤 幹彦	六三	福島市笹谷字塗谷地 六三	福島市飯坂町平野字水上 五八ほか二十四筆	同	日
遊佐 幸久		福島市笹谷字藤蔵古 屋三一	福島市飯坂町平野字西江 合一六ほか二十一筆	同	日
武田 正一		福島市笹谷字北前田	福島市大笹生字中田三五	同	日

二階堂 常義	六	福島市森合字東上古 屋二五	福島市大笹生字吹内一四	同	日
株式会社 穂之和兀氣フアー ム		福島市松川町字脇原 三二―三	福島市松川町字一人子三 〇―三ほか四十八筆	同	日
伊藤 明雄		郡山市三穂田町大谷 字西前田三〇	郡山市三穂田町大谷字行 人新田六四ほか七筆	同	日
伊藤 正喜		郡山市安積町荒井字 雷神二四―一 県営住 宅七棟四号	郡山市三穂田町大谷字北 ノ原五ほか八筆	同	日
安藤 嘉雄		郡山市三穂田町山口 字前芦ノ口九八	郡山市三穂田町山口字深 田一三〇ほか七筆	同	日
山田 和幸		郡山市三穂田町鍋山 字四十垣原一八三― 六五	郡山市三穂田町鍋山字四 十垣原八ほか六筆	同	日
市川 正一		郡山市三穂田町鍋山 字向屋敷一一	郡山市三穂田町鍋山字鍛 冶屋敷二二―一ほか四筆	同	日
小泉 長一		郡山市日和田町字宮 下一〇九	郡山市日和田町字鶴見坦 一五四ほか一筆	同	日
大場 秋江		喜多方市塩川町吉沖 字台ノ北二二四八	喜多方市塩川町吉沖字宮 ノ西一五	同	日
慶徳 憲次		喜多方市塩川町吉沖 字台ノ北二二四五― 一	喜多方市塩川町吉沖字宮 ノ西一ほか七筆	同	日
慶徳 孝		喜多方市塩川町吉沖 字亀ヶ台一九六一	喜多方市塩川町吉沖字前 田二四	同	日

伊藤 健	会津若松市湊町大字 共和字上馬渡一三九一	会津若松市湊町大字共和 字上馬渡七四一ほか五 筆	同	日
小松山 正夫	会津若松市湊町大字 共和字上馬渡四二九	会津若松市湊町大字共和 字上馬渡一七七ほか六筆	同	日
大腰 久隆	会津若松市湊町大字 共和字上馬渡四二六	会津若松市湊町大字共和 字上馬渡一三二ほか二十 三筆	同	日
大竹 八郎	会津若松市湊町大字 共和字上馬渡四七〇	会津若松市湊町大字共和 字家ノ下一九〇ほか十二 筆	同	日
中村 大助	会津若松市湊町大字 共和字上馬渡四二五	会津若松市湊町大字共和 字上馬渡二四ほか六筆	同	日
小檜山 道也	会津若松市湊町大字 静潟字浜一〇	会津若松市湊町大字共和 字千苅一―ほか十一筆	同	日
小林 和洋	会津若松市北会津町 天満三〇七九	会津若松市北会津町天満 字天満東二三ほか五筆	同	日
佐藤 隆一	会津若松市北会津町 天満三二二九	会津若松市北会津町天満 字天満西一八ほか四筆	同	日
原田 敏彦	会津若松市北会津町 天満三一六二	会津若松市北会津町天満 字天満東一〇ほか三筆	同	日
佐藤 二美	会津若松市湊町大字 平潟字家ノセト二九	会津若松市湊町大字平潟 字平三ほか九筆	同	日
長谷川 壽一	会津若松市湊町大字 原字新橋一一六	会津若松市湊町大字原字 中道一〇一ほか九筆	同	日
伊東 喜一	会津若松市湊町大字	会津若松市湊町大字平潟	同	日

株式会社 東 田面農産	会津若松市湊町大字 平潟字家ノセト三〇	会津若松市湊町大字原字 中道一〇四ほか八十七筆	同	日
佐藤 國明	会津若松市湊町大字 平潟字東田面十七	会津若松市湊町大字原字 中道一一〇ほか十八筆	同	日
佐藤 ユキ子	会津若松市湊町大字 平潟字東田面一〇八	会津若松市湊町大字平潟 字平七一―ほか二筆	同	日
佐藤 一昭	会津若松市湊町大字 平潟字東田面一九	会津若松市湊町大字原字 中道八四ほか四筆	同	日
佐藤 吉雄	会津若松市湊町大字 平潟字家ノ東七六一 二	会津若松市湊町大字平潟 字平一五一―ほか八筆	同	日
佐藤 幸一	会津若松市湊町大字 平潟字東田面九四	会津若松市湊町大字平潟 字平二一ほか十八筆	同	日
小林 茂政	会津若松市湊町大字 静潟字浜七一―二	会津若松市湊町大字平潟 字平七一―ほか十一筆	同	日
渡部 善光	会津若松市湊町大字 静潟字前田二二二	会津若松市湊町大字平潟 字平一三七―ほか二筆	同	日
藤田 孝雄	宮城県仙台市若林区 大和町一―一七―一 〇―一〇三号	会津若松市湊町大字平潟 字平四ほか三筆	同	日
藤田 廣志	会津若松市湊町大字 平潟字東田面一〇四	会津若松市湊町大字平潟 字平七四―一ほか十三筆	同	日
農事組合法人 経沢農産	会津若松市湊町大字 平潟字経沢七九	会津若松市湊町大字平潟 字平一ほか九筆	同	日
鈴木 貴夫	会津若松市湊町大字 平潟字東田面五九	会津若松市湊町大字平潟 字平二六一―ほか六筆	同	日

鈴木 隆良	会津若松市湊町大字 平潟字東田面四九	会津若松市湊町大字平潟 字平八ほか七筆	同	日
株式会社 グリーンファ ー ム原	会津若松市湊町大字 原字新橋一四八	会津若松市湊町大字原字 中道八三ほか百六十三筆	同	日
相原 孝志	会津若松市湊町大字 平潟字堰場三二	会津若松市湊町一時利用 地原一〇〇―一二	同	日
小坂 一	会津若松市湊町大字 原字新橋一〇四	会津若松市湊町一時利用 地原一八ほか三筆	同	日
五十嵐 弘	会津若松市北会津町 田村山二二二	会津若松市北会津町石原 字石屋敷二八ほか一筆	同	日
遠藤 久一	会津若松市北会津町 田村山二五六	会津若松市北会津町石原 字石田一―ほか五筆	同	日
大竹 強	会津若松市北会津町 石原三八七	会津若松市北会津町石原 字八百刈一六ほか二筆	同	日
菊地 要一	会津若松市門田町大 字徳久字竹之元五六 九	会津若松市門田町大字中 野字道上一―一―ほか二 筆	同	日
真田 良幸	会津若松市河東町郡 山字金道五	会津若松市河東町南高野 字金剛田三六ほか二筆	同	日
鶴水 耕平	会津若松市北会津町 宮ノ下一六二	会津若松市北会津町宮ノ 下字舟場七―一ほか十筆	同	日
奈良橋 涉	会津若松市北会津町 宮ノ下一七〇	会津若松市北会津町宮ノ 下字舟場一八―二ほか十 二筆	同	日
平塚 祐喜	会津若松市町北町大	会津若松市町北町中地一	同	日

字中沢字中地二三一	一三ほか二筆	日		
本田 武史	会津若松市一箕町大 字八幡字墓料五七	会津若松市一箕町大字八 幡字石部五二	同	日
山口 和人	会津若松市湊町大字 赤井字屋敷四三	会津若松市湊町大字赤井 字笹山二七ほか三筆	同	日
星 拓	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字新在家一四 二四	耶麻郡猪苗代町大字三ツ 和字下舟橋五六ほか五十 五筆	同	日
喜多見 正儀	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字新在家一四 一五	耶麻郡猪苗代町大字三ツ 和字下舟橋五〇ほか四十 一筆	同	日
渡部 義廣	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字新在家一四 〇二	耶麻郡猪苗代町大字三ツ 和字村西二九ほか十七筆	同	日
農事組合法人 ニューわくわ くファーム	耶麻郡猪苗代町字名 家道下九四三	耶麻郡猪苗代町字大道西 二ほか七十四筆	同	日
国井 栄進	河沼郡会津坂下町大 字宮古字東村六	河沼郡会津坂下町大字宮 古字村田一〇三ほか二十 七筆	同	日
国井 和衛	河沼郡会津坂下町大 字宮古字上横道三六 六	河沼郡会津坂下町大字宮 古字村田一二六ほか二十 三筆	同	日
小林 節雄	河沼郡会津坂下町大 字宮古字台畑七―一	河沼郡会津坂下町大字宮 古字台畑二七ほか十二筆	同	日
齋藤 善平	河沼郡会津坂下町大 字宮古字中西九八	河沼郡会津坂下町大字宮 古字大川原一九八ほか百 八十二筆	同	日

若木 博泰	河沼郡会津坂下町大字宮古字中西七四	河沼郡会津坂下町大字宮古字下川原七八ほか二十五筆	同	日
鈴木 雅敏	河沼郡会津坂下町大字勝大字村中四七〇二	河沼郡会津坂下町大字勝大字村西一五一ほか十七筆	同	日
江川 秀幸	河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五二一	河沼郡会津坂下町大字樋島字五百苜四一ほか十四筆	同	日
猪俣 政満	河沼郡会津坂下町大字開津字浄福甲一六	河沼郡会津坂下町大字開津字広表一ほか十五筆	同	日
芳賀 洋一	河沼郡会津坂下町大字立川字東立川二九	河沼郡会津坂下町大字立川字金山三三ほか九筆	同	日
有 限 社 リ ン フ ア ー ム	大沼郡昭和村大字下中津川字宮田二五四八	大沼郡昭和村大字松山字白沢原八一九一ほか百十六筆	同	日
栗城 タイ	大沼郡昭和村大字松山字沢向四〇八	大沼郡昭和村大字松山字上新田六一一	同	日
栗城 寛	大沼郡昭和村大字松山字上原一二七四	大沼郡昭和村大字松山字上新田一一一	同	日
齋藤 健一	大沼郡昭和村大字松山字川向一一九三	大沼郡昭和村大字松山字上新田一六一ほか二筆	同	日
齋藤 昭男	大沼郡昭和村大字松山字上原一二九六	大沼郡昭和村大字松山字上新田七一	同	日
栗城 鶴雄	大沼郡昭和村大字下中津川字新屋敷二七五八	大沼郡昭和村大字下中津川字高井原二二	同	日

星 泰蔵	南会津郡南会津町川島字川島平一七七九	南会津郡南会津町川島字廻戸一六〇二	同	日
星 母子	南会津郡南会津町藤生字家ノ裏二〇三一	南会津郡南会津町川島字寺沢前一七ほか一筆	同	日
星 光久	南会津郡南会津町川島字川島平二七九六一	南会津郡南会津町川島字金地一五八七一ほか十八筆	同	日
室井 和之	南会津郡南会津町川島字川島平一八〇三十一	南会津郡南会津町川島字町屋二二一ほか五十二筆	同	日
有 限 社 室 井 園 芸	南会津郡南会津町関本字大道下三八九一三	南会津郡南会津町川島字川島平一八八五二ほか四筆	同	日
湯田 清市	南会津郡南会津町藤生字狐窪口二九五	南会津郡南会津町川島字川島前一五四二ほか三筆	同	日
湯田 憲一	南会津郡南会津町川島字川島平一七六五	南会津郡南会津町川島字川島前八六一	同	日
湯田 美一	南会津郡下郷町大字白岩字南上平四二〇	南会津郡南会津町川島字川島前一三六一ほか三筆	同	日
湯田 雄市	南会津郡南会津町川島字川島平一八四五	南会津郡南会津町川島字川島前八七一ほか三十二筆	同	日
渡部 和幸	南会津郡南会津町関本字下道下四六二	南会津郡南会津町川島字川島前一七二ほか十一筆	同	日
渡部 貞吉	南会津郡南会津町藤生字下川原二〇六一	南会津郡南会津町川島字川島前一八一ほか九筆	同	日

鈴木 清一	四八	河沼郡湯川村大字湊	河沼郡湯川村大字湊字村	同	日
字道南乙四〇		前一八			

(農業担い手課)

福島県告示第六十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり免許の出願があった。同法第三条第一項の規定により、この出願に係る関係書類を福島県土木部土木総務課用地室、福島県相双建設事務所及び広野町復興企画課に備え置いて平成二十七年二月三日から三週間縦覧する。

平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 出願者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 代表執行役社長 廣瀬 直己

二 出願の年月日

平成二十六年十二月十九日

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼九十七番の地先公有水面

2 区域

一一一の地点と一一二の地点を結ぶ平成三十年十月七日付け福島県告示第九百五十五号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線並びに一一二の地点から一一四の地点までを順次に結んだ線及び一一四の地点と一一一の地点を結ぶ線により囲まれた区域

一一一の地点 二ツ沼三等三角点(北緯三七度一四分三三・九二〇秒、東経一四〇度五九分五一・九六六秒) から一〇五度二分二五秒二〇七〇・七二メートルの地点

一一二の地点 一一一の地点から〇度〇分〇秒二六五・六四メートルの地点

一一三の地点 一一二の地点から九〇度〇分〇秒一一八・八二メートルの地点

一一四の地点 一一三の地点から一八〇度〇分〇秒二六五・六四メートルの地点

3 面積

三万五千五百六十三・二八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼九十七番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びに四の地点と一の地点とを結んだ線により囲まれた区域

一の地点 二ツ沼三等三角点(北緯三七度一四分三三・九二〇秒、東経一四〇度五九分五一・九六六秒) から一〇五度四分三三秒二〇六一・二二メートルの地点

二の地点 一の地点から〇度〇分〇秒三六五・〇〇メートルの地点

三の地点 二の地点から九〇度〇分〇秒二二〇・〇〇メートルの地点

四の地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒三六五・〇〇メートルの地点

3 面積

八万二千九十九・八九平方メートル

五 埋立地の用途

保管施設用地

(土木総務課用地室)

福島県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十七年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字観音前一番七地先から 同 市保原町上保原字観音前四番一六地先まで	平成二十七年二月三日

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八十八条第四項(第八十八条、第九十九条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十七年二月三日

財団法人大原綜合病院附 属清水病院	変 更 前
一般財団法人大原綜合病 院附属清水病院	変 更 後
平成二四年四月一日	変 更 年 月 日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦